

一般社団法人日本臨床発達心理士会 役員への費用弁償についての細則

(目的)

第一条 本規程は、本会役員、支部役員、委員、事務局次長、協力員等(以下役員等)が本会の業務遂行に際し私物を使用していることに対して、その一部を弁償するために定めるものである。

(弁償金の支払い)

第二条 本会の役員等に対して、付表のように、一年に一回、定額で弁償金を支払う。

2 但し、付表の複数に該当する役員等については、そのうち最も金額の高いもの一件だけの支払いとする。

3 支払いの期日は12月とし、支部役員等については原則として支部に一括して送金し、それ以外の役員等には本人口座への払い込みによって行う。

(証憑)

第三条 弁償金支払いの証憑は、本人の署名、もしくは記名及び印鑑のある領収書、または本人宛の振込受付票を持って充てる。

(改廃)

第四条 本細則の改廃は、理事会決議による。

(付表)

執行部・支部長・支部事務局長	12000 円
委員会委員長・本部事務局長	9000 円
理事・監事・常任編集委員	6000 円
社員・委員会委員・編集委員・支部役員	3000 円
災害支援協力員・広報通信員・広報協力委員・子の引き渡し補助者	1000 円

附則 本細則は、2024年6月23日より効力を発する